

静岡県告示第168号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	賀茂郡河津町逆川字神田42番の1地先から 賀茂郡河津町逆川字神田48番の1地先まで	令和5年3月19日

=====

静岡県告示第169号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大岡元長窪線	駿東郡長泉町下長窪字尾尻75番の6から 駿東郡長泉町下長窪字陣場189番の67まで	令和5年3月18日

=====

静岡県告示第170号

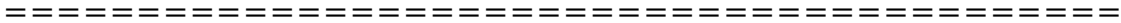
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
接岨峡線	榛原郡川根本町東藤川字ヤクリ山3番の28から 榛原郡川根本町東藤川字ヤクリ山3番の27まで	令和5年3月17日



静岡県告示第171号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月17日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
菊川榛原線	菊川市沢水加字打ナシ1128番の88から 菊川市沢水加字キャウフ山1142番の8まで	令和5年3月17日